

姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱

平成30年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の社会参加を促進し、自立を援助するための一般乗合旅客自動車優待事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（優待対象者）

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者については優待対象者とせず、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市が援護を行っている者については優待対象者とする。

（助成の方法）

第3条 この要綱による助成は、第5条の規定により助成を決定した者に対し、当該者及び次項に定める要件に該当する介護者1人が第9条に定める通用区間において一般乗合旅客自動車に乗車した場合の運賃を無料とする姫路市障害者バス優待乗車証（以下「乗車証」という。）を交付することにより行うものとする。

2 前項の介護者の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する優待対象者を介護する者であること。
 - ア 前条第1項第1号に規定する者のうち、身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第7号）第2条第2項に規定する第1種身体障害者に該当する者
 - イ 前条第1項第2号に規定する者のうち、A判定を受けている者
 - ウ 前条第1項第3号に規定する者のうち、障害等級が1級又は2級である者
- (2) 介護能力を有していること。
- (3) 優待対象者と同時に一般乗合旅客自動車に乗車する者であること。

（助成の申請）

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、姫路市障害者交通機関優待助成（変更）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（乗車証の交付等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者（以下「受給資格者」という。）には乗車証を交付し、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。

第6条 姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「福祉タクシー助成要綱」という。）、姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「自動車燃料費助成要綱」という。）、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「旅客鉄道優待乗車助成要綱」という。）、姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定。以下「船舶助成要綱」という。）又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱（平成14年9月2日制定。以下「高齢者優待乗車助成要綱」という。）の規定による助成を受けている者（以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。）が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。ただし、高齢者優待乗車助成要綱に基づき高齢者バス優待乗車証を交付する方法により助成を受けている者については、この限りでない。

（乗車証の交付の特例）

第6条の2 前条本文の規定にかかわらず、他の交通助成の受給者として当該年度の当初に交付を受けた福祉タクシー助成要綱に基づく利用券、自動車燃料費助成要綱に基づく助成券、旅客鉄道優待乗車助成要綱に基づく乗車カード若しくはチャージ券又は船舶助成要綱に基づく乗船券（以下これらをこの条において「利用券等」という。）について、当該交付を受けた全ての利用券等を使用せずに市長に返還したときは、第4条の規定により申請を受けた年度から助成を開始することができるものとする。

（助成の辞退）

第7条 受給資格者及び乗車証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給資格者及び受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による当該年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 年度末において乗車証を受け取っていない場合 当該年度の末日

(2) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。

（他の交通助成の制限）

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

（通用区間）

第9条 乗車証の通用区間は、神姫バス株式会社及び株式会社ウエスト神姫（以下「運営事業者」という。）が路線定期運行を行う姫路市域内とする。

（乗車証の使用方法）

第10条 受給者が、乗車証を使用して助成を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を携行し、運営事業者の指示に従い、

次の各号に掲げるときに、当該各号に定める行為を行うものとする。

- (1) 乗車するとき 乗車証の読取機への接触
- (2) 降車するとき 乗車証の読取機への接触及び運営事業者の乗務員への障害者手帳の提示
(届出の義務)

第 1 1 条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名に変更が生じたとき。
- (2) 第 3 条第 2 項第 1 号アからウまでに掲げる要件に該当することとなったとき、又は該当しなくなったとき。
- (3) 乗車証を紛失し、破損し、又は汚損したとき。
(乗車証の再交付)

第 1 2 条 市長は、前条第 3 号の規定に該当する者から、同条の規定による姫路市障害者交通機関優待助成再交付申請書の提出があったときは、乗車証を再交付するものとする。

- 2 前項の場合において、受給者は、乗車証の再交付の費用として、500円を市長に支払わなければならない。ただし、当該紛失が災害等受給者の責任によるものではないときは、この限りでない。
- 3 紛失により乗車証の再交付を受けた者は、紛失した乗車証を発見したときは、速やかにその発見した乗車証を市長に返還しなければならない。

(乗車証の譲渡及び貸与の禁止)

第 1 3 条 受給者は、乗車証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(乗車証の不正使用の禁止等)

第 1 4 条 受給者は、乗車証の使用に当たっては、その利用目的を外れ、不正な目的をもって使用してはならない。

- 2 市長は、偽りその他不正な手段によって乗車証の交付を受け、又は乗車証を不正に使用した者に対し乗車証を使用して乗車した区間の運賃に相当する額の支払を求めることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、受給者又はその家族に対し、乗車証の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 優待対象者に該当しなくなったとき。
 - (3) 第 7 条第 1 項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第 2 項の規定により辞退の申出を行ったものとみなされたとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により乗車証の交付を受けたとき。
 - (5) 乗車証を不正に使用したとき。
 - (6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した乗車証は失効するものとし、受給者又はその相続人は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、及び乗車証を返還しなければならない。

(本人確認証明書の交付)

第16条 受給者又はその相続人等が、乗車証の払戻又は氏名の変更のため、本人確認証明書交付申請書を提出したときは、市長は、その内容を確認し、本人確認証明書を交付する。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要と認める場合には、受給者又はその相続人等に対し、本人確認証明書を交付することができる。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成2年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第6条の規定により交付された姫路市障害者バス優待乗車証は、第5条の規定により交付された乗車証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第6条の改正規定、第12条の改正規定及び第15条の改正規定は令和2年10月1日から、第6条の次に1条を加える改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱第6条の2の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る優待について適用し、同日前行われた申請に係る優待については、なお従前の例による